

改正 令和 7 年 3 月 28 日 原規総発第 2503284 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を改正する訓令

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
第8条 (略) 2 委員会に到達した開示請求書等のうち情報公開法に関する文書（次項の審査請求書を除く。）については、開示請求受付管理簿に<u>登録し、文書管理システムをもって</u>配布するものとする。 3 委員会に到達した行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定する審査請求書（情報公開法及び個人情報保護法に関するものに限る。）については、審査請求受付管理簿に<u>登録し、文書管理システムをもっ</u>て配布するものとする。 4 (略) 別表第2（共通事項） (1) 一般共通事項				第8条 (略) 2 委員会に到達した開示請求書等のうち情報公開法に関する文書（次項の審査請求書を除く。）については、<u>委員会受付印（様式第11）を押した上、</u>開示請求受付管理簿に<u>登録し、</u>配布するものとする。 3 委員会に到達した行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定する審査請求書（情報公開法及び個人情報保護法に関するものに限る。）については、<u>委員会受付印（様式第11）を押した上、</u>審査請求受付管理簿に<u>登録し、</u>配布するものとする。 4 (略) 別表第2（共通事項） (1) 一般共通事項			
事項番号	専決事項	専決者	合議者	事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	課長補佐相当官職以下の職員の任免及びそれに関連する事項に関すること（分限、懲戒及び訓戒に関する事項並びにこの表の <u>第28号から第30号</u> までに掲げる事項を除く。）。	長官		1	課長補佐相当官職以下の職員の任免及びそれに関連する事項に関すること（分限、懲戒及び訓戒に関する事項並びにこの表の <u>第31号から第33号</u> までに掲げる事項を除く。）。	長官	
2～27	(略)	(略)	(略)	2～27	(略)	(略)	(略)

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>28</u>	<u>行政職俸給表（一）８級以下の職員に対する旅行命令に関する こと（次号に掲げるものを除く。）。</u>	<u>主管課等の 長</u>	<u>参事官（会 計担当）</u>
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>29</u>	<u>原子力検査官及び原子力防災専門官に対する旅行命令に関する こと。</u>	<u>人事課長</u>	<u>参事官（会 計担当）</u>
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>30</u>	<u>審議会等の委員等旅費に関する 旅行依頼に関すること。</u>	<u>主管課等の 長</u>	<u>参事官（会 計担当）</u>
<u>28～33</u>	(略)	(略)	(略)	<u>31～36</u>	(略)	(略)	(略)
(削る)				様式第 1 1 原子力規制委員会受付印 原子力規制委員会 受 付 原規総収第 号			